

岐阜県公報

第二千八百八十八号
平成二十九年十月十日

(火曜日)

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 六〇七

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
県営土地改良事業の変更計画の決定
土地改良区役員の退任及び就任

(商業・金融課) 六〇七
(農地整備課) 六〇八
(岐阜農林事務所) 六〇八

告示

岐阜県告示第四百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

公示

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	高惣 鷺則線	郡上市高鷺町鷺見字寺会津一 三三三番一地从先から 同市同町同字同 三一九番四地先まで	四・二	平成 二九・一〇・一〇	平成 二九・一・二七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十月十日から四月間岐阜県商工労働部商業・
金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年九月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社
株式会社コロナワールド

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン大垣

大垣市三塚町丹瀬四六三 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七
条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 (東濃地区) (椋実ダム)	縦覧場所 恵那市役所	縦覧期間 平成二九・一〇・一〇から 二九・一一・一八まで
------------------------------	---------------	------------------------------------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規
定により公示する。

平成二十九年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住居	所
席田井水 土地改良区	平成 二九・一〇・三	理事	河村元愛	本巢市北野	五〇番地
			大野繁則	同	六二番地
			西垣隆幸	同	五七二番地一
			加藤紘一	同	一〇八〇番地二
			松尾學	本巢市郡府	三一〇番地
			中島健護	同	二八一番地
			川村日出美	同	石原
			大野光雄	同	三〇六番地
			鷓飼進一	同	三三〇番地
			堀紀久夫	本巢郡北方町芝原西町一丁目一番地	四五一番地
			神谷忠一	同	東加茂二丁目一〇二番地
			高橋昭八郎	岐阜市西改田夏梅	一一三番地
			高橋義久	同	三三七番地一

平成二十九年十月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜県文芸社